

特別口座を開設する口座管理機関等に関する公告

平成20年11月17日

株主および登録株式質権者各位

東京都中央区日本橋一丁目17番6号
株式会社 岡三証券グループ
取締役社長 加藤 哲夫

当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）（以下「決済合理化法」といいます。）の施行にあたり、決済合理化法附則第8条第1項に基づき、以下の事項を公告いたします。

1. 特別口座の開設および記録を行うための通知

当社は、決済合理化法の施行日における、同法附則第8条第1項第1号に定める通知対象株主等(株券等保管振替制度をご利用されていない株主さまおよび登録株式質権者さま)について、同法の施行日以後遅滞なく、同法附則第8条第5項各号に定める事項(特別口座の開設および記録を行うために必要な事項)を株式会社証券保管振替機構に対し通知いたします。

2. 特別口座を開設する口座管理機関

当社は、決済合理化法の施行日における通知対象株主等について、次の口座管理機関に決済合理化法附則第8条第4項により口座の開設の申出を行い、特別口座を開設いたします。

大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社

以上

(注)

「特別口座」とは、株券の電子化に伴い、株式会社証券保管振替機構に預託されていない株券について、株主の権利を確保するために、発行会社(当社)が口座管理機関と契約を締結して株主名簿上の株主名義で開設する口座をいいます。